

第242回郵政民営化委員会後 委員長記者会見録

日時：令和3年12月17日（金）17:10～17:25

方法：Web会議

○司会 それでは、ただいまから、郵政民営化委員会、山内委員長によります記者会見を行います。

本日もウェブ方式の会見としております。

毎度のお願いで恐縮ですが、御発言をされないときには、マイクにミュートにさせていただきますよう御協力をお願いいたします。

会見ですが、冒頭、山内委員長に御発言いただき、その後、質疑応答を行います。それでは、山内委員長、よろしくをお願いいたします。

○山内委員長 郵政民営化委員会委員長の山内でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

本日の郵政民営化委員会の概要について御説明申し上げます。

なお、資料はお配りしたとおりでございます。

本日の議題ですが、本日は、株式会社かんぽ生命保険の新規業務の届出について審議をいたしました。

今回届出のあったかんぽ生命保険の新規業務は、届出制移行後初めての案件でございます。先日取りまとめを行いました株式会社かんぽ生命保険の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針、これは令和3年の10月ですけれども、これにのっとりまして、11月12日から15日にかけて、この委員会を別途開きまして、調査審議の必要性を検討しました。この結果、調査審議を実施することが決定されました。

12月15日でございますが、前回の委員会では、関係者からの意見聴取も実施をいたしました。

郵政民営化法上、かんぽ生命保険が新規業務を行うに当たっては、他の生命保険会社との適正な競争関係と、利用者への役務の適切な提供を阻害することのないように特に配慮しなければならないと定められております。この配慮義務について、方針に則り、かんぽ生命保険から提出された収支の見込み等を含む書面を基に、また、外部からの意見聴取も実施いたしまして、調査審議した結果、委員会として、その実施については問題ないと判断をいたしましたところでございます。

なお、かんぽ生命保険に対しましては、委員会として次の点を求めたいと考えております。

1点目は、募集管理態勢についてございまして、かんぽ生命保険の保険商品の不適正募集問題を踏まえまして、高齢の顧客に対しては家族の同席を必須とするなど、業務改善計画の改善策を実施していただいておりますが、今後もこれを確実に実施していくことが

第1点目です。

2つ目は、業務開始後においても、適切な確認・検証等を行う場合に備えまして、今回だけ届出があった新規業務に関する年間販売状況を委員会に報告すること。これが2つ目でございます。

委員会といたしましては、かんぽ生命保険の新規業務の実施状況を踏まえながら、必要があれば、委員会において確認や検証等を行うことについて検討してまいりたいと考えております。

また、前回、12月15日の委員会で実施した、かんぽ生命保険の新規業務に対する関係者からの意見聴取での御意見あるいは文書による御意見、これらに対しましては委員会の考え方を取りまとめました。議事の内容については、配付資料を御確認いただければと思います。

株式会社かんぽ生命保険の新規業務の届出及び「かんぽ生命保険の新規業務に対する主な意見とそれに対する当委員会の考え方」につきましては、次のような意見がございました。

1つ目の意見は、委員会の考え方として、金融二社の株式処分について、ユニバーサルサービスへの影響を勘案しつつ、早期に行うことが明記されており、これで進めてよいということ。

2つ目は、提出された資料を見ると、かんぽ生命が新しい商品を出したとしても、民業を圧迫するとは思われない。一方で「暗黙の政府保証」があるとの誤解があるようなので、誤解の払拭に努めていただきたい。これが2点目。

3つ目の意見ですけれども、今回は届出制移行後初の案件であり、ヒアリングなど手続を十分踏んで当委員会の考え方を作成したものであり、これで進めてよい。

いずれも実施について問題なく、かんぽ生命に2点を求めること及び「当委員会の考え方」について賛同ということでございました。

次回の委員会の開催については未定でございます。

私からの説明は以上でございます。

○司会 それでは、質問をお受けいたします。御質問がある方は、マイクのミュートを解除し、御発声で質問がある旨、所属社名とお名前をお示してください。

システム上の挙手については、端末で確認できないことがございますので、必ず御発声いただきますようお願いいたします。御発声を受け、私のほうで指名させていただきますので、その後、御質問をください。いかがでしょうか。

○記者 東洋経済の佃と申します。

○司会 では、よろしく申し上げます。

○記者 ありがとうございます。

今回、郵政民営化委員会の考え方を示されているかと思うのですけれども、こちらについて確認させてください。

配付資料の通番3のところで、先ほども委員長がおっしゃっていましたが「暗黙の政府保証」が残存するという認識が、誤解に基づくものであり、払拭されなければならないというのが委員会としてのお考えかと思うのですけれども、こちらは誤解の払拭のためには、日本郵政、かんぽ生命もさることながら、政府ないしは民営化委員会としても何らかのアクションが必要かと思うのですけれども、こちら、郵政民営化委員会の中で、こういったアクションが必要なのではないかという議論ないしは委員長としてのお考えを教えてください。

○山内委員長 ありがとうございます。

これについては、前回の記者会見でも一部を御説明申し上げましたが、既にかんぽ生命が出しているリーフレット、これはかんぽ生命との契約に関するリーフレットです。そこで、政府保証は存在しないのだということが明示されているということがございます。そういう形で、今おっしゃったように、そもそも誤解を解くということが既に行われているわけでございますけれども、これについては、これからどのようなことができるのかということ、これは事務局ではいろいろ検討していただき、また、当事者と相談の上、できることをやっていくというふうに思っております。

以上でございます。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 そのほか、ございますでしょうか。

○山内委員長 通信文化新報さんですか。永見さん。

○記者 よろしいでしょうか。通信文化新報の永見です。

今ほどの「暗黙の政府保証」は前回も質問させていただいたのですけれども、過去に民営化委員会としても「暗黙の政府保証」はないという見解を示されているということが1つと、あと、金融庁や国会においても「暗黙の政府保証」はないというような結論になっているというお話をちょっと聞いたのですけれども、そういった資料をもう一回出していただいて、過去の経緯も出していただいて、委員長として再度それを踏襲するというような形の見解というか所見というか、そういったものを再度お出しいただくことはできないでしょうか。

○山内委員長 まず、事実関係について確認いたしまして、それについて事務局でまとめていただこうと思っております。その上で、今の御要望について判断させていただこうと思えます。

○記者 ありがとうございます。

○椿事務局長 事務局から少し補足をさせていただきます。事務局長の椿です。

委員会としての文章という意味では、過去、所見をつくったときに「暗黙の政府保証」は誤解だということを明記したものを出示しておりますが、本日の資料の委員会の考え方の通番3のところで、委員会の考え方として「暗黙の政府保証」は誤解に基づくものであり、誤解は払拭されなければならないという委員会の考え方を改めて明記した紙を整理いたし

まして、今日、資料としてお出ししているということで、委員会としての考え方の表明ということの、一つのやり方として行わせていただいているということになるかと思いません。

○記者 過去の見解というのとか、金融庁の考え方、国会での審議というのがあったらしいのですけれども、そういったものを、どういう理由でそういう経緯に至ったかという、そのプロセスみたいなものもきちんと示していただいて、業界の人に、もう一度それについて振ってみるというような方法というのもあると思うのですけれども、その所見を出したというのはいつの所見のことになりますか。

○椿事務局長 今、手元にいつというのがすぐ出てこないものですので、永見さんのほうに改めて御連絡することができるかと思えます。

○記者 よろしくお願ひします。

○事務局 直近の所見では、平成27年12月25日の所見に載っております。

○記者 金融庁は金融庁に聞いたほうがいいと。それとも、何か資料とかぱっといただくようなことはできるのでしょうか。

○椿事務局長 金融庁の件は金融庁のほうにお問い合わせいただいたほうが確実かと思えます。

○記者 ありがとうございます。

○椿事務局長 よろしくお願ひします。

事務局の回答で今のところよろしいということでしょうか。

○記者 だから、できれば、もう一度そういったものを踏襲して改めて。随分経っているので、委員会自体もメンバーも替わっていて、それをきちんと踏襲するかどうかというのもし示していただいたほうがいいと思えますが、いかがでしょうか。

○椿事務局長 繰り返しになりますが、通番3の「誤解は払拭されなければならないというのが当委員会の考え方である」と明記した資料を本日お出ししておりますので、これが平成27年に出した所見を踏襲しているということになるかと思えます。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○山内委員長 実際のところ、委員会でも、今、事務局の説明があったように、皆さん一致して、これは誤解を解かなくてはいけないというようなことの見解ございましたので、まさに踏襲していると言ってよろしいかと思えます。

○記者 業界は納得していないので、ずっとこのままの状態、毎回コピーしたような意見を提出されていると思うのですけれども、どこかで、かんぽ生命も上乗せ規制がなくなっただけの状態、何かそういったものを委員会としてもきちんと払拭していただけるような機会があってもいいのではないかと思えます。

○山内委員長 検討させていただきます。ありがとうございます。

○司会 そのほかございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

すみません。御発声をお願いいたします。

○記者 郵湧新報の園田です。

○司会 では、よろしく申し上げます。

○記者 かんぼ生命様が、今回の新商品を皮切りに、アフラック様とはまた別の角度で第三分野に本格的に参入していけるようになっていくと思うのですけれども、その第三分野への本格参入ということに対する意義について、委員長の御意見とか御期待みたいなことについてお話しただけならと思います。

○山内委員長 以前にもこれは御質問いただきまして、かんぼ生命さんが第三分野と申しますか、新しい事業と申しますか、そういったセグメントに出ていくこと自体は社会のためになるのではないかということをお願いしたと思っておりますけれども、それにしても、今回議論しましたように、競争の状況とか、あるいはバリュー以上にちゃんと確実にそれを利益をもたらすとか、こういったことについて我々は確認をする必要があると思っておりますので、そういった上で、今申し上げたようなことが実現できると考えております。

○記者 ありがとうございます。

○司会 そのほかはございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、これで会見を終了いたします。山内委員長、本日御出席の皆様、ありがとうございました。

○山内委員長 どうもありがとうございました。